

事業名：函館開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業

令和8年9月17日に公表した入札説明書等に関する
質問に対する回答(第1回)

令和8年10月15日

国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部

函館開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	事業契約書(案)	29	第4章	第56条			技術提案の履行	第56条は事業提案の「工期短縮によるCO2削減効果の提案」に関連する履行内容です。工期短縮を提案するにあたり令和9年度から令和12年度までの施設更新業務期間において函館開発建設部で予定されている道路やトンネルでの本事業以外の工事予定やリフレッシュ工事期間の有無等の工事短縮を計画するうえで回避が必要なクリティカルパスとなる情報の提示をお願いできないでしょうか。 第56条第4項について、他の大規模工事や道路災害等により当該現場での工事着手が遅れたために工期短縮ができなかった場合には協議のうえペナルティーは免責として扱っていただけないでしょうか。	令和9年度から令和12年度までのリフレッシュ工事等の工事予定については、現時点では実施内容や期間が確定していないため、お示しできません。 なお、自動車専用道路における作業については、作業内容等に応じて通行止め等の交通規制が必要となる場合がありますので、具体的な規制方法及び実施時期について発注者と協議してください。また、通行止めを実施する際は、その都度報道発表を行っていますので、これまでの交通規制の実施期間等については既往の報道発表資料を参考としてください。 ※(参考)令和8年度報道発表資料 https://www.hkd.mlit.go.jp/hk/release/tmsjib0000000vnnv.html 第56条第4項の違約金は、技術提案を行った事業者が、自らの帰責事由により、事前調査業務完了時に同条第1項の通知を行わない場合に生じるものであり、工期短縮を達成できなかったことを理由として生じるものではありません。同項の通知後、事業者の責めに帰すことのできない事由により変更後完成予定日までに完成できない場合は、事業契約書(案)の関係規定に基づき、完成予定日の変更その他必要な措置について、発注者と事業者で協議の上定めず。
2	事業契約書(案)	44	第8章	第81条			契約不適合責任	「既設LED道路照明及び新設LED道路照明」に関する契約不適合責任の請求権を発注者に付与することは以下の理由から不適当と考えますので第81条は削除していただけないでしょうか。 【理由】 既設LED道路照明は本PFI事業契約時点で既にLED化されている道路照明であり、事業者には灯具や施工に関する責任が無いため。新設LED道路照明に関する契約不適合責任は、本契約書27ページ～29ページに規定されているため。	第81条につきましては、原案のとおりとします。理由は下記のとおりです。 まず第81条は、施設維持修繕業務が終了した後の契約不適合責任を定めるものであり、施設更新業務が終了した後の契約不適合を定める事業契約書(案)第55条とは性質が異なります。 施設更新業務で新設したLED道路照明については、施設更新業務完了後、施設維持修繕業務の対象となります。このため、施設更新業務に係る契約不適合責任については第55条が、施設維持修繕業務に係る契約不適合責任については第81条が、それぞれ適用されます。 なお、既設LED道路照明に対する工事は「元の状態に回復する工事」としております(要求水準書第5. 1. (1))。よって、事業者は、既設LED道路照明を施設維持修繕業務開始時の状態に回復すれば足り、既設灯具の品質及び施工に係る責任までは負いません。

函館開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 要求水準書に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	要求水準書	5	第1	11	(2)	4)		3行目に「また、業務計画書及び工事施工計画書へ記載すること。」の「工事施工計画書」は「施工計画書」の誤記ではないでしょうか。	「工事施工計画書」は「施工計画書」の誤記です。要求水準書を修正します。
2	要求水準書	11	第1	21	(2)		工事期間	事業対象区間において、リフレッシュ工事期間が設定されている区間があれば、当該区間の路線名、キロポスト、現地作業条件（設計業務の現地調査や更新工事の事前調査、更新工事等が行える時期や時間帯）についてご教示をお願いできませんでしょうか。	令和9年度から令和12年度までのリフレッシュ工事等の工事予定については、現時点では実施内容や期間が確定していないため、お示しできません。 なお、自動車専用道路における作業については、作業内容等に応じて通行止め等の交通規制が必要となる場合がありますので、具体的な規制方法及び実施時期について発注者と協議してください。また、通行止めを実施する際は、その都度報道発表を行っていますので、これまでの交通規制の実施期間等については既往の報道発表資料を参考としてください。 ※（参考）令和8年度報道発表資料 https://www.hkd.mlit.go.jp/hk/release/tmsjib0000000vnnv.html
3	要求水準書	23	第2	1	(2)	2)③	安全等の確保	「業務履行期間中に交通誘導警備員を配置する場合は、以下に記載する交通誘導警備員の配置条件を函館開発建設部と協議するものとする。」との記述について、函館開発建設部と協議の結果、交通誘導警備員の配置が認められた場合には、配置した交通誘導警備員配置に要した費用は設計変更協議の対象としていただけるでしょうか。	協議の結果、発注者が必要と認める交通誘導警備員の配置に要した費用については、設計変更協議の対象とします。 要求水準書を修正します。
4	要求水準書	45～46	第5	1	(2)	2)8)	一般事項	要求水準書の施設維持修繕業務には施工計画書の作成が規定されています。一方、事業契約書30ページ第58条（施設維持修繕業務の実施計画）の1行目には「事業者は、別紙4に定めるところにより施設維持修繕業務に係る施設維持修繕業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。」との記述があります。要求水準書の「施工計画書」と事業契約書の「施設維持修繕業務計画書」は同じ内容で作成するのでしょうか。 なお、別紙4（入札説明書の添付5による。）の「業績等の監視及び改善要求措置要領」には、「施設維持修繕業務計画書」が規定されておりません。	要求水準書の「施工計画書」と事業契約書（案）の「施設維持修繕業務計画書」は同じ内容ですので、要求水準書を「施設維持修繕業務計画書」へ修正します。 また、別紙4（入札説明書の添付5による。）「業績等の監視及び改善要求措置要領」P5の表3No.1「計画書（業務計画書、施工計画書）」を「施設維持修繕業務計画書」へ修正します。

函館開発建設部管内道路照明施設整備等PFI事業 事業費の算定及び支払方法に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1	事業費の算定及び 支払い方法	2	第1	2			事業費の内訳	施設更新等業務費の「事前調査費」及び「道路照明台帳更新費」については、事業者の見積を計上すればよろしいでしょうか。	「様式集及び記載要領」様式28-7の「事前調査費」及び「道路照明台帳更新費」には、応募者の積算結果に基づく金額を、それぞれ計上してください。 なお、入札時積算数量図面書においては、「事前調査費」は共通仮設費に含み、「道路照明台帳更新費」は共通仮設費(技術管理費)の「道路施設基本データ作成費」として計上しています。応募者は、これらの費用について、入札時積算数量図面書で示した積算条件を踏まえ、様式28-7に計上してください。